平成三十一年国土交通省令第十二号 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正

(平成三十年法律第六十一号) の規定に基づき、 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 な実施に関する法律施行規則

目次 再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則及び同法を実施するため、国土交通省関係船舶の を次のように定める。

総則(第一条—第四条)

第一節 有害物質一覧表の確認 通則(第五条・第六条)

第二節 有害物質一覧表の確認の申請手続 (第七条・第八条)

第三節 有害物質一覧表の確認の執行 条・第十条) (第九

第三章 有害物質一覧表確認証書 (第十一条 第二十一条)

第四 第一節 特定船舶の再資源化解体の実施 通則(第二十二条・第二十三条)

第二節

特定日本船舶の譲渡し等の承認

(第

第三節 譲渡し等をしないで行う再資源化解 二十四条·第二十五条)

第

款譲渡し等をしないで国内において 再資源化解体を行う場合における 十六条・第二十七条) 有害物質等情報に係る確認(第一

款譲渡し等をしないで外国において 行う再資源化解体の承認(第二十 八条 • 第二十九条)

第

第五章 再資源化解体準備証書(第三十条—第 三十八条)

第六章 船級協会等

第一節 船級協会(第三十九条—第四十三

(第四十四条)

第二節

旅費の額の計算に関し必要な細

第七章 雜則 (第四十五条—第四十八条)

章 総則

第一

第一条 同じ。)並びに運輸支局(地方運輸局組織規則は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下 (平成十四年国土交通省令第七十三号) 別表第 一第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除 この省令において「地方運輸局長等」と

> 海事事務所及び内閣府設置法(平成十一年法律 号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌 おいて所掌することとされている事務のうち国 縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局に く。)を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる するもの(以下「運輸支局等」という。)の長 土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五 第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖 (以下「運輸支局長等」という。)をいう。

2 をいう。 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等(船舶 が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長) この省令において「船舶所在地官庁」とは、

っては関東運輸局長)をいう。 局長等(船舶の所有者が本邦外にある場合にあ は、船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸 この省令において「所有者所在地官庁」と

4 の用途) において使用する用語の例による。 正な実施に関する法律(以下「法」という。) いて使用する用語は、船舶の再資源化解体の適 (法第二条第二項の国土交通省令で定める特別 前各項に規定するもののほか、この省令にお

特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める る。隊 (防衛大学校を含む。) の使用する船舶とす

(外国船舶の総トン数)

|第三条 法第二条第二項第四号の国土交通省令で 分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数定める総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区

年法律第四十号。以下この条において「トン舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五 結した国際協定等によりその受有するトン数日本船舶以外の船舶であって、我が国が締 (千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関同一の効力を有することとされているもの 数法」という。) 第五条第一項の総トン数と の測度に関する証書に記載されたトン数が船 た総トン数 の総トン数と同一の効力を有することとされ 記載した書面を受有する船舶を除く。) 同項 数証書に相当する書面その他国際総トン数を する国際条約に基づいて交付された国際トン

二 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以 ン数 外のもの トン数法第四条第一項の国際総ト

> 第四条 法第二条第四項の航海の態様が特殊なも のとして国土交通省令で定める船舶は、 (航海の態様が特殊な船舶)

次に掲

海上保安庁の使用する船舶

げる船舶とする。

漁業の取締りにのみ従事する船舶 第二章 有害物質一覧表の確認

(有害物質一覧表) 第一節 通則

第五条 法第二条第六項に規定する国土交通省令 号様式によるものとする。 で定めるところにより記載された図書は、第

第六条 法第三条第一項の確認を申請した者は、 る区域外に移転した場合は、当該申請をした船 当該申請に係る船舶が船舶所在地官庁の管轄す 官庁への確認の引継ぎを受けることができる。 (第二号様式)を提出して、新たな船舶所在地 舶所在地官庁に有害物質一覧表確認引継申請書 (確認の引継ぎ) 第二節 有害物質一覧表の確認の申請

(有害物質一覧表の確認の申請)

手続

第七条 法第三条第一項の確認を受けようとする 式)を船舶所在地官庁に提出しなければならな 者は、有害物質一覧表確認申請書(第三号様

(添付書類)

第八条 前条の申請書には、 付しなければならない。 次に掲げる書類を添

という。) を受ける場合は、 る場合に係るものに限る。以下「初回確認」 法第三条第一項の確認(同項第一号に掲げ 次の書類

材料宣言書 (第四号様式)

有害物質一覧表

供給者適合宣言書(第五号様式)

一般配置図

機関室配置図

の書類 という。)又は更新確認を受ける場合は、次る場合に係るものに限る。以下「臨時確認」 法第三条第一項の確認(同項第二号に掲げ 次

有害物質一覧表確認証書

有害物質一覧表

のうち当該変更に係るもの あっては、前号ロからホまでに掲げる書類 有害物質の種類又は量を変更した場合に

2 認める場合において前項に規定する書類のほか 船舶所在地官庁は、確認のため必要があると

> とができる。 書類の一部についてその添付の省略を認めるこ 必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する

第三節 有害物質一覧表の確認の執行

第九条 法第三条第一項第二号の国土交通省令で 種類又は量の変更を伴うものとする。 あって、有害物質一覧表に記載した有害物質の 号)第十五条第一項に規定する改造又は修理で する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等第一項又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関 定める改造又は修理は、船舶安全法施行規 に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九 (昭和三十八年運輸省令第四十一号)第十九条

ない。 けるときは、当該臨時確認を受けることを要し 臨時確認を受けるべき場合に、更新確認を受

2

(更新確認)

第十条 更新確認は、有害物質一覧表確認証 有効期間の満了前に受けることができる。 第三章 有害物質一覧表確認証書

(有害物質一覧表確認証書)

第十一条 法第四条第一項の規定により交付する ものとする。 有害物質一覧表確認証書は、第六号様式による

(有害物質一覧表確認証書の交付申請)

第十二条 法第三十条第二項の船級協会(以下こ を船舶所在地官庁に提出しなければならない。 物質一覧表確認証書交付申請書 (第七号様式) 認対象船級船」という。)に係る有害物質一覧行い、かつ、船級の登録をした船舶(以下「確 という。)が有害物質一覧表についての確認を の条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十 表確認証書の交付を受けようとする者は、有害 一条及び第四十二条において単に「船級協会」

三号に掲げる書類)を添付しなければならな の交付を受ける場合にあっては、第二号及び第 に掲げる書類(初めて有害物質一覧表確認証書 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次

有害物質一覧表確認証書

二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する 事項を記録した書類

船級協会の船級の登録を受けている旨の

(有害物質一覧表確認証書の有効期間)

第十三条 有害物質一覧表確認証書の有効期 は、交付の日から、 初回確認 (確認対象船級船

3

等」という。)をした日から起算して五年を経十五条第一項及び第十六条において「更新確認 翌日から起算して五年を経過する日までの間と 物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の る場合を除く。) は、交付の日から、当該有害 合その他船舶所在地官庁がやむを得ないと認め 舶を長期間航行の用に供することができない場確認等をした場合(改造又は修理のため当該船 表確認証書の有効期間が満了する日以降に更新 六項各号に掲げる場合又は船舶が有害物質一覧 過する日までの間とする。ただし、法第四条第 に相当する確認。以下この条、次条第一項、第 が法第三十条第二項の規定により行う更新確認 新確認(確認対象船級船にあっては、船級協会 定により行う初回確認に相当する確認)又は更 にあっては、船級協会が法第三十条第二項の規 6 5 4

第十四条 法第四条第二項ただし書の国土交通省 令で定める事由は、 (有害物質一覧表確認証書の有効期間の延長) の港又は更新確認等を受ける予定の外国の他間が満了する時において、外国の港から本邦く。)が、有害物質一覧表確認証書の有効期 の港に向け航海中となること。 国際航海に従事する船舶(次号の船舶を除 次に掲げる事由とする。

おいて、航海中となること。 始する港から最終の到達港までの距離が千海一 国際航海に従事する船舶であって航海を開 質一覧表確認証書の有効期間が満了する時に 里を超えない航海に従事するものが、有害物 国際航海に従事しない船舶が、有害物質一 3

覧表確認証書の有効期間が満了する時におい て、航海中となること。

後の期間については、この限りではない。 該航海を終了した場合におけるその終了した日 ことができる。ただし、指定を受けた日前に当 有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長する えない範囲内においてその指定する日まで当該 期間が満了する日の翌日から起算して三月を超請により、当該有害物質一覧表確認証書の有効 ては、船舶所在地官庁又は日本の領事官は、申 前項第一号に規定する事由がある船舶にあっ 5

月を超えない範囲内においてその指定する日ま 認証書の有効期間が満了する日から起算して一 領事官は、申請により、当該有害物質一覧表確 る船舶にあっては、船舶所在地官庁又は日本の 第一項第二号及び第三号に規定する事由があ 第十六条 従前の有害物質一覧表確認証書の有効 期間の満了前に、更新確認等を受け、

長することができる。 で当該有害物質一覧表確認証書の有効期間を延

式)を船舶所在地官庁又は日本の領事官に提出 しなければならない。 一覧表確認証書有効期間延長申請書(第八号様 前二項の申請をしようとする者は、 有害物質

申請書には、有害物質一覧表確認証書を添付し なければならない。 前項の有害物質一覧表確認証書有効期間延長

確認証書に記入して行う。 第二項及び第三項の指定は、 有害物質一覧表

第十五条 法第四条第五項の国土交通省令で定め る事由は、船舶が、更新確認等を外国において の事情により、当該更新確認等をした後速やか 受けた場合その他地理的条件、交通事情その他 証書の交付を受けることが困難であることとす に、当該更新確認等に係る有害物質一覧表確認

2 る者は、その旨を記載した書面を船舶所在地官 る書類を添付しなければならない。 旨の確認を受けなければならない。この場合に 庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある ようとする者にあっては、当該書面に次に掲げ おいて、確認対象船級船に係る当該確認を受け 法第四条第五項の規定の適用を受けようとす

船級協会の船級の登録を受けている旨の証 有害物質一覧表確認証書の写し

認証書の裏面に当該船舶が法第四条第五項の規 舶に係る前項の確認を行ったときは、第八条第 を申請した者に返付するものとする。 定の適用を受けている旨を記載して、更新確認 一項の規定により提出された有害物質一覧表確 船舶所在地官庁は、確認対象船級船以外の船

第四条第五項の規定の適用を受けている旨を記 確認を受けた者からの申請により、有害物質一 載するものとする。 覧表確認証書の裏面に当該確認対象船級船が法 船級協会は、確認対象船級船に係る第二項の

る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようと 証書の有効期間の満了前に受けた更新確認に係 の返付を受けた者は、当該有害物質一覧表確認 船舶所在地官庁に提出しなければならない。 するときは、従前の有害物質一覧表確認証書を (有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了) 第三項の規定により有害物質一覧表確認証書

確認等に係る有害物質一覧表確認証書の交付を の有効期間は、満了したものとする。 受けた場合は、従前の有害物質一覧表確認証書 (有害物質一覧表確認証書の再交付)

第十七条 船舶所有者は、有害物質一覧表確認証 付を受けることができる。 を添えて、船舶所在地官庁に提出し、その再交 害物質一覧表確認証書(毀損した場合に限る。) 覧表確認証書再交付申請書(第九号様式)に有 書を滅失し、又は毀損した場合は、有害物質一

のとする。

2 り再交付を受けた場合は、滅失した有害物質一 覧表確認証書は、その効力を失うものとする。 (有害物質一覧表確認証書の書換え) 有害物質一覧表確認証書を滅失したことによ

第十八条 船舶所有者は、有害物質一覧表確認証 式)に有害物質一覧表確認証書を添えて、船舶害物質一覧表確認証書書換申請書(第十号様 書の記載事項を変更しようとする場合又はその の書換えを受けなければならない。 所在地官庁に提出し、有害物質一覧表確認証 記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、有 2 3

第十九条 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合 有害物質一覧表確認証書)を船舶所在地官庁に確認証書(第四号の場合にあっては、発見した には、遅滞なく、その受有する有害物質一覧表 返納しなければならない。 (有害物質一覧表確認証書の返納)

船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたと

したとき。 有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了 船舶が日本船舶でなくなったとき

を発見したとき。 た後、その滅失した有害物質一覧表確認証書 より有害物質一覧表確認証書の再交付を受け 有害物質一覧表確認証書を滅失したことに

Ŧi. 質一覧表確認証書を受有することを要しなく なったとき。 前各号に掲げる場合のほか、船舶が有害物

(有害物質一覧表確認証書の返付等)

第二十条 船舶所在地官庁は、臨時確認をした場 害物質一覧表確認証書を当該確認の申請者に返 合は、第八条第一項の規定により提出された有 0) 害物質一覧表確認証書の裏面に有害物質一覧表 付するものとする。この場合において、当該有 た旨を記載するものとする。 内容が当該船舶の状態と一致すると認められ

当該更新

2 証書の裏面に有害物質一覧表の内容が当該船舶る。)をした場合は、当該有害物質一覧表確認規定する確認(臨時確認に相当する確認に限 する確認対象船級船に係る法第三十条第二項に の状態と一致すると認められた旨を記載するも 船級協会は、有害物質一覧表確認証書を受有

書に相当する証書の交付) (締約国の船舶に対する有害物質一覧表確認

第二十一条 害物質一覧表確認証書とする。 する証書は、当該締約国の政府の要請に基づい 国の船舶に係る有害物質一覧表確認証書に相当 て交付した旨記載された第十一条に規定する有 法第八条の規定により交付する締約

ついて準用する。 第七条の規定は、 法第八条に規定する確認に

提出を求めることができる。 を行う場合において、当該確認に必要な書類 船舶所在地官庁は、法第八条に規定する確認

第四章 特定船舶の再資源化解体の実施 第一節 通則

(有害物質等情報)

第二十二条 ものは、次に掲げるものとする。 法第十七条の国土交通省令で定める

有害物質一覧表に記載された事項に係る

示で定めるものに係る情報 船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって告

船用品であって告示で定めるものに係る

2 号様式により記載しなければならない。 前項第二号及び第三号に掲げる情報は、

(承認等の引継ぎ又は委嘱)

第二十三条 承認等を申請した者は、当該申請に 管轄する区域外に移転した場合は、当該申請を 係る船舶所有者の所在地が所有者所在地官庁 官庁への承認等の引継ぎを受けることができ 十二号様式)を提出して、新たな所有者所在地 した所有者所在地官庁に承認等引継申請書(第 0

2 の承認等の一部を当該他の地方運輸局長等に委 りやむを得ない理由があると認めるときは、そ の地方運輸局長等の管轄する区域内にある場合 嘱することができる。 であって、当該承認等を申請した者の申請によ 所有者所在地官庁は、承認等に係る船舶が他

(特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請) 第二節 特定日本船舶の譲渡し等の承認

第二十四条 法第二十条第一項の承認を受けよう 第二十五条 (特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請書の添 所有者所在地官庁に提出しなければならない。 とする者は、承認等申請書(第十三号様式)を 法第二十条第三項の国土交通省令で

定める書類は、次のとおりとする。

る船舶に限る。) 有害物質一覧表確認証書(交付を受けてい

材料宣言書

供給者適合宣言書

許可証に相当する書類)の写し 当該締約国の政府が交付する再資源化解体の 国再資源化解体業者である場合にあっては、 土交通省・環境省令第一号)第三条の許可証法律施行規則(平成三十一年厚生労働省・国 (譲渡し等の相手方となろうとする者が締約 (以下「再資源化解体の許可証」という。) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する 2

め、又は前項に規定する書類の一部についてそに規定する書類のほか必要な書類の添付を求 認のため必要があると認める場合において前項 所有者所在地官庁は、法第二十条第一項の承 付の省略を認めることができる。

化解体の実施 第三節 譲渡し等をしないで行う再資源

第一款 譲渡し等をしないで国内にお 有害物質等情報に係る確認 いて再資源化解体を行う場合における

(有害物質等情報の確認の申請)

第二十六条 法第二十五条第一項の確認を受けよ 庁に提出しなければならない。 うとする者は、承認等申請書を所有者所在地官

第二十七条 前条の申請書には、次に掲げる書類 (有害物質等情報の確認の申請書の添付書類)

を添付しなければならない。 る船舶に限る。) 有害物質一覧表確認証書(交付を受けてい

有害物質等情報を記載した書類

材料宣言書

供給者適合宣言書

項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求確認のため必要があると認める場合において前 の添付の省略を認めることができる め、又は前項に規定する書類の一部についてそ 所有者所在地官庁は、法第二十五条第一項の

> いて行う再資源化解体の承認 譲渡し等をしないで外国にお

第二十八条 法第二十五条第三項の承認を受けよ うとする者は、承認等申請書を所有者所在地官 庁に提出しなければならない。 (再資源化解体の承認の申請)

第二十九条 法第二十五条第五項の国土交通省令 で定める書類は、次のとおりとする。 (再資源化解体の承認の申請書の添付書類)

有害物質一覧表確認証書

材料宣言書

供給者適合宣言書

可証に相当する書類の写し 締約国の政府が交付する再資源化解体の許

項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求 承認のため必要があると認める場合において前 の添付の省略を認めることができる。 め、又は前項に規定する書類の一部についてそ 所有者所在地官庁は、法第二十五条第三項の

(再資源化解体準備証書) 第五章 再資源化解体準備証書

第三十条 法第二十一条第一項 (法第二十五条第 二項及び第七項の規定により準用する場合を含 証書は、第十四号様式によるものとする。 む。)の規定により交付する再資源化解体準備 (再資源化解体準備証書の交付申請)

第三十一条 単に「船級協会」という。)が法第三十一条第 二項各号に定める承認等を行い、かつ、船級の の交付を受けようとする者は、再資源化解体準 級船」という。)に係る再資源化解体準備証書 在地官庁に提出しなければならない。 備証書交付申請書(第十五号様式)を所有者所 登録をした特定日本船舶(以下「承認等対象船 下この条、第三十二条及び第四十三条において 法第三十一条第二項の船級協会(以

2 掲げる書類を添付しなければならない。 再資源化解体準備証書交付申請書には、 船級協会の特定日本船舶の譲渡し等の承認 次に

二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証 等に関する事項を記録した書類

(再資源化解体準備証書の有効期間)

第三十二条 再資源化解体準備証書の有効期間 規定により行う承認等)をした日から起算して にあっては、船級協会が法第三十一条第二項の 三月を経過する日までの間とする は、交付の日から、承認等(承認等対象船級船

第三十三条 法第二十一条第二項ただし書(法第 特定日本船舶が、再資源化解体準備証書の有効 合を含む。)の国土交通省令で定める事由は、 (再資源化解体準備証書の有効期間の延長) 期間が満了する時において、航海中となること 一十五条第二項及び第七項において準用する場

2 けるその終了した日後の期間については、この定を受けた日前に当該航海を終了した場合にお 有効期間を延長することができる。ただし、指の指定する日まで当該再資源化解体準備証書の 限りではない。 航海に必要な日数を超えない範囲内においてそ 有効期間が満了する日の翌日から起算して当該 は、申請により、当該再資源化解体準備証書の っては、所有者所在地官庁又は日本の領事官 前項に規定する事由がある特定日本船舶にあ

3 体準備証書有効期間延長申請書(第十六号様 出しなければならない。 式)を所有者所在地官庁又は日本の領事官に提 前項の申請をしようとする者は、再資源化解

4 ればならない。 請書には、再資源化解体準備証書を添付しなけいが項の再資源化解体準備証書有効期間延長申

5 入して行う。 第二項の指定は、再資源化解体準備証書に記

第三十四条 船舶所有者は、再資源化解体準備証 資源化解体準備証書 (毀損した場合に限る。) 体準備証書再交付申請書(第十七号様式)に再 書を滅失し、又は毀損した場合は、再資源化解 交付を受けることができる。 を添えて、所有者所在地官庁に提出し、その再 (再資源化解体準備証書の再交付) 2 3

2 準備証書は、その効力を失うものとする。 再交付を受けた場合は、滅失した再資源化解体 (再資源化解体準備証書の書換え) 再資源化解体準備証書を滅失したことにより

第三十五条 船舶所有者は、再資源化解体準備証 記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、再 所在地官庁に提出し、再資源化解体準備証書の 式)に再資源化解体準備証書を添えて、所有者 資源化解体準備証書書換申請書(第十八号様 書の記載事項を変更しようとする場合又はその 書換えを受けなければならない。

第三十六条 船舶所有者は、次の各号に掲げる場 合には、 (再資源化解体準備証書の返納) 遅滞なく、その受有する再資源化解体

> 準備証書(第四号の場合にあっては、発見した 返納しなければならない。 再資源化解体準備証書)を所有者所在地官庁に

船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたと

再資源化解体準備証書の有効期限が満了し 船舶が特定日本船舶でなくなったとき。

たとき

四 再資源化解体準備証書を滅失したことによ り再資源化解体準備証書の再交付を受けた 後、その滅失した再資源化解体準備証書を発

五. 解体準備証書を受有することを要しなくなっ たとき 前号に掲げる場合のほか、船舶が再資源化

第三十七条 所有者所在地官庁は、承認等をした 有害物質一覧表確認証書を当該承認等の申請者 又は第二十九条第一項の規定により提出された 場合は、第二十五条第一項、第二十七条第一項 に返付するものとする。 (承認等に係る有害物質一覧表確認証書の返付)

に相当する証書の交付) (締約国の船舶に対する再資源化解体準備証書

第三十八条 法第二十七条第一項の規定により交 定する再資源化解体準備証書とする。 に基づいて交付した旨記載された第三十条に規書に相当する証書は、当該締約国の政府の要請 付する締約国の船舶に係る再資源化解体準備証

認について準用する。 は、法第二十七条第一項に規定する承認又は 第二十四条、第二十六条、第二十八条の規定

ことができる。 当該承認又は確認に必要な書類の提出を求める 規定にする承認又は確認を行う場合において、 所有者所在地官庁は、法第二十七条第一項に

第六章 船級協会等

第一節 船級協会

の申請) (有害物質一覧表の確認に係る船級協会の登

第三十九条 法第三十条第一項(法第三十条第三 規定により法第三十条第一項の規定による登録十八第二項において準用する場合を含む。)の 項において準用する船舶安全法第二十五条の四 した申請書を国土交通大臣に提出しなければ を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載

- び住所並びに法人にあっては、その代表者の 登録を受けようとする者の氏名又は名称及
- 二 登録を受けようとする者が確認を行おうと する事業所の名称及び所在地 登録を受けようとする者が確認の業務を開
- なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付 始しようとする年月日 3
- 登録を受けようとする者が法人である場合 は、次に掲げる事項を記載した書類 (外国法令に基づいて設立された法人にあ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び経歴を記載した

っては、これらに準ずるもの)

- には、その住民票の写し(外国人にあって 登録を受けようとする者が個人である場合
- びその所有又は借入れの別を記載した書類 定器その他の設備の数、性能、所在の場所及 は、これに準ずるもの)及び履歴書 確認を行う者の氏名及び経歴を記載した 確認に用いるスペクトル分析器、放射線測
- て準用する船舶安全法第二十五条の四十七第 確認を行う者が、法第三十条第三項におい 項第二号に該当する者であることを証する
- 六 登録を受けようとする者が、法第三十条第 (帳簿の記載等) 三項において準用する船舶安全法第二十五条 れにも該当しない者であることを証する書類 の四十七第一項第三号及び第二項各号のいず
- 第四十条 法第三十条第三項において準用する船 定める事項は、 舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で 次に掲げるものとする。
- 船舶番号 総トン数
- 船舶所有者の氏名又は名称及び住
- 確認を行った年月日及び場所
- 確認を行った事業所の名称
- 確認の結果
- 2 その他確認の実施状況に関する事項
- 間保存しなければならない 行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年 法第二十五条の五十九の帳簿は、確認の業務を 法第三十条第三項において準用する船舶安全

- (報告書の提出等)
- 定による確認を行った場合は、速やかに、同項第四十一条 船級協会は、法第三十条第二項の規 の規定による確認に関する報告書を船舶所在地 官庁に提出しなければならない。
- 2 七号までに掲げる事項を記載しなければならな 前項の報告書には、前条第一項第一号から第
- その他必要な書類の提出を求めることができ された報告書の審査に当たり必要があると認め る の規定による確認の申請者から提出された図面 るときは、船級協会に対し、法第三十条第二項 船舶所在地官庁は、第一項の規定により提出
- 4 る場合は、再度の同項の規定による確認を求め ることができる。 条第二項の規定による確認が適当でないと認め 国土交通大臣は、船級協会の行った法第三十

(準用)

第四十二条 船舶安全法施行規則第三章の二第 明書」とあるのは「確認証明書」と、 節(第四十七条、第四十七条の三、第四十七条 号中「検定員」とあるのは「確認員」と読み替 と、同令第四十七条の七第三号中「検定合格証 出しを含む。)及び第四十七条の七の見出し中 を除く。)の規定は、法第三十条第一項の規定 の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二 のは「確認業務」と、同令第四十七条の六(見 の七(見出しを除く。)中「検定業務」とある と、同令第四十七条の二第二号及び第四十七条 定機関登録簿」とあるのは「船級協会登録簿」 第二項の確認について準用する。この場合にお による登録、船級協会及び船級協会がする同条 えるものとする。 「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」 いて、同令第四十七条の二の見出し中「登録検 同条第五

第四十三条 第三十九条から第四十二条までの規 及び第三項中「船舶所在地官庁」とあるのはする法第三十条第三項」と、第四十一条第一項 とあるのは「法第三十一条第三項において準用 るのは「特定日本船舶の譲渡し等の承認等」 九条の見出し中「有害物質一覧表の確認」とあ 級協会及び船級協会がする同条第二項の承認等 定は法第三十一条第一項の規定による登録、船 「所有者所在地官庁」と、第四十二条中「確認 と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」 について準用する。この場合において、第三十

> 業務」」とあるのは「承認等業務」」と、「確認 業務規程」とあるのは「承認等業務規程」と、 読み替えるものとする。 「確認員」とあるのは「承認員及び確認員」と 「確認証明書」とあるのは「承認等証明書」と、

第二節 旅費の額の計算に関し必要な

(準用)

第四十四条 船舶の再資源化解体の適正な実施に 準用する。 旅費の額の計算に関し必要な細目については、 船舶安全法施行規則第三章の二第六節の規定を (昭和九年勅令第十三号) 第四条の規定による 号)第四条において準用する船舶安全法施行令 関する法律施行令(平成三十一年政令第十一

(報告の徴収)

第四十五条 日本船舶又は監督対象外国船舶の船 る報告をしなければならない。 報告を求められたときは、直ちに、これに関す 物質等情報又はこれらの船舶の状態若しくは譲 渡し等に関し法第三十四条第一項の規定による 舶所有者又は船長は、これらの船舶に係る有害 (立入検査の身分証明書)

- 第四十六条 法第三十条第三項(法第三十一条第 三項において準用する場合を含む。)において ものとする。 準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項 の職員の身分を示す証票は第十九号様式による
- 2 法第三十四条第三項の職員の身分を示す証明 書は、第二十号様式によるものとする。 (手数料)
- 第四十七条 法第三条第一項の確認 (法第八条の 定する電子情報処理組織を使用して(以下「電五十一号)第三条第一項の規定により同項に規 おいて同じ。)を受けようとする者は、別表第 当該確認に相当する確認を含む。以下この条に の手数料を納付しなければならない。 をする場合にあっては、別表第二に定める額) 子情報処理組織により」という。) 確認の申請 技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百 に定める額(行政手続等における情報通信の
- 2 外国において法第三条第一項の確認を受ける 三千七百円(初回確認を受ける場合は、 場合における手数料の額は、前項の規定にかか わらず、同項の規定による手数料の額に十一万 万五千二百円)を加算した額とする。

- 3 める手数料の額)とする。 等の申請をする場合にあっては、別表第六に定 時に受ける場合の手数料の額は、別表第五に定 第一号に掲げる場合に係るものを除く。)と同 申請をする場合にあっては、別表第四に定める に定める額(電子情報処理組織により承認等の いて同じ。)を受けようとする者は、 相当する承認又は確認を含む。以下この条にお める手数料の額(電子情報処理組織により承認 額)の手数料を納付しなければならない。ただ し、当該承認等を法第三条第一項の確認(同項 承認等(法第二十七条第一項の当該承認等に
- 規定による手数料の額に十一万三千七百円を加 数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項 算した額とする。 外国において承認等を受ける場合における手
- ない。 八に定める額)の手数料を納付しなければなら る額(電子情報処理組織により交付、再交付又 の交付を受けようとする者は、別表第七に定め 承認等対象船級船に係る再資源化解体準備証書 書換えを受けようとする者又は確認対象船級 換え、再資源化解体準備証書の再交付若しくは は書換えの申請をする場合にあっては、別表第 に係る有害物質一覧表確認証書の交付若しくは 有害物質一覧表確認証書の再交付若しくは書
- 6 相当する収入印紙を手数料納付書(第二十一号 は、現金をもってすることができる。 により得られた納付情報により納付するとき 請をする場合において、当該申請を行ったこと くは承認又は交付、再交付若しくは書換えの申 し、電子情報処理組織により前各項の確認若し 様式)に貼って納付しなければならない。ただ (権限の委任) 前各項の規定による手数料は、手数料の額に
- 第四十八条 法第三条第一項、法第四条第一項 は所有者所在地官庁が行う。 第二項において準用する場合を含む。)、法第二 臣の権限は船舶所在地官庁が、法第二十条第一 び第二項並びに法第八条に規定する国土交通大 十五条第一項、第三項、第四項及び第六項並び する場合を含む。)及び第二項(法第二十五条 項、第二項及び第四項、法第二十一条第一項 に法第二十七条に規定する国土交通大臣の権限 (法第二十五条第二項及び第七項において準用
- 2 四条第一項及び第三項に規定する国土交通大臣 法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十

	確認	確認 (トン数) 0未満 0以上 (トン数) 0未満 0以上 (トン数) 0 未満 0以上 (トン数) 0 未満 0 以上 (トン数) 0 未未 0 以上 (トン数) 0 以上 (ト
	別表第六(第四十七条関係)	回麁忍 (一)
	金額 (円) 4 0 7 7 7 0 0 0 6	金額 (円) (37)
	5 以 0	る権忍のでは、「ある」のでは、「ある。」のでは、「なって、「なって、」のでは、「なって、「なって、」のでは、「なって、「なって、」のでは、「なって、「なって、」のでは、「なって、「なって、「なって、「なって、
	金額 (円) (00 : 00	法第八条の規定に総トン数5,005,00
	(トン数) 未満 以上	でで できる できる できる できる できる できる できる できる できる で
		5
4, 150 円	金額(円)	金額 (円) 47 7 7 7 7 7 9 8
は書換え再資源化解体準備証書の再交付又1通につき	認	0 未満 0 以上
	第二十七総 トン 数5,0005,000	電影では可用窓 (文 文) () () () () () () () ()
又は書換え有害物質一覧表確認証書の再交付1通につき	金額(円) 800, 113304, 1	3 1 3 1 3 1 3 1
	(トン数) 未満 以上	確認 総トン数5,000
解本準備証書の交付承認等対象船級船に係る再資源化1通につき		別表第一(第四十七条関係)
	金額 (円) 0 0 0 0	1
覧表確認証書の交付確認対象船級船に係る有害物質「1通につき」		十一条を加える改正規定は、
八(第四十七条関係)	第二十七総トン数5,0005,000	四手国上交通省令第七十三号)州則第三条の欠び附則第十五条中地方運輸局組織規則(平成十
4, 350円	0 0	.
は書換え 再資源化解体準備証書の再交付又1通につき	トン数) 未満 以上 3	交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一定、附則第十二条の規定、附則第十匹条中国土
-	認等 総トン数5,0005,000	
又は書換え有害物質一覧表確認証書の再交付1通につき	9条 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	← この省令は、法の施行の日から施行期日)
	認 金額 (円) 5 4 , 9 8 7 , 0	(1) 別 抄
解体準備証書の交付承認等対象船級船に係る再資源化1通につき	よる更新確認に相(トン数) 〇未満 〇以上法第八条の規定に総 トン 数5,005,00	地方運輸局長等も行うことができる。源化解体事業者を除く。)の所在地を管轄する
電	金額(円)	再資源化解体と密接な関
寛長権忍正書の受け 確認対象船級船に係る有害物質―1通につき	3 権忍 37,5 14 L,初回確認に相(トン数) 0未満 0以上	伯こ安置される安備の製造事業者その也の沿伯の権限は、船舶所有者、船長、造船事業者、船
別表第七(第四十七条関係)	総トン数5,005,00	-五条第一項に規定する国土交通大
金額 (円) 4 0 7 0 7 0 2 0 4	金額(円) 470057006	る。 の権限は、船舶所在地官庁も行うことができ

4 第一号様式(第五条関係)

	の有害物質一覧表 daterials for
Particulars of t	() 原目
船舶重导又は信号符字 Distinctive number or letters	
松田市 Port of registry	
記載の報覧 Type of vessel	
部トン数 Gross Toenage	
国際海事機関制的線引委号 IMO number	
造柜者 Name of shipbuilder	
船舶所有着の氏名又は名称 Name of shipowner	
引置しの日 Date of delivery	
Date of delivery	

氏名又は名称及び住所 並びに近人にあっては その代表者の氏名 の適正な実施に関する法律施行 動 動 動 香 号 第二号様式(第六条関係)

CITED III >	os:			E H				
TOP Date <##FECT###D	8.50			< 0142 Tr.)	CT-6-48-8			
MD D makes EFR II II BIRD MD ID to.					ecracedorii		000	٦
centio健能。 Other informatio 接有1	or			Division e (Life Address				1
Romati 1 報号2 Romati 2 (報号)				後期責任 Costact co 提品費号 Telephone	number			1
Remark 3				ファック Eas numb 度子メー Envil add	er 627 17 17 18			7
					STREET	9360		J
- St. 22 We- - Product informat St. 2. Product name	2	55.00 % sat number	Delinero IR III Amount			Pro	NAME fact information	1
-80190-								J

用紙の大きさは、日本工業規格入列4版とすること。
 抽トン数の欄には、出南2条第2項の規定による細トン数を提載すること。
 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

OFFICE OF A SHORT
SCORES (SEC. SEC. SEC. SEC. SEC. SEC. SEC. SEC.
The ordina had set all and a s

第
九号様
式
第十七
条関係
175

製し物様式(第十二条類似)	第七号様式(第十二条関係)
関入の様式(指十代金製化) 有質を有一変の機器延載を改進数据を改進数	第八号様式(第十四条関係)
	第九号様式(第十七条関係)
数十分様式(使十人を製化)	第十号様式(第十八条関係)

			-1	
	間及び設備に対入 ded in shig's machi			
Type of gr	前 機関又は超	強の名称 場所 schinery or Location	RE RE Approximate sparsity	指方 Remarks
Regular o		otentially containing I		
提所 Location	分類項目の名称 Name of item	R/ IR Quantity	信号 Remarks	
<u> </u>				********
+				

第二級 Part II 起軸が破行に作い生する極度物 Operationally generated waste 取貨目で名称 et of item and detail (研 Approximate Rese quantity

1 記載方法は、国際衝車機関の定めるところによる。 2 分類項目の名称の機には、国土交通大臣が定める船舶の航行に伴い生する第 を記載すること。

第三部 Part III 船用品 Stores

氏名又は名称及び住所 並びに述人にあっては その代表者の改名 D適正な実施に関する法律() 船舶所有者の氏名文: 名称及び住所並びに: 人におってはその代: 者の氏名 |種ざ後承認等を | |うとする時期 目継ぎ後承認等を ようとする場所 (記等の引継ぎを: うとする難由 9 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

氏名又は名称及び世別 並びに決人にあっては そので使者の氏名 の適正な実施に関する法律施行規則 報24条 ※20条 の規定によ 第20条 彩 柏 忻 号 船名及び船桶 国際海事機関私動語(香号 国際海事機関私動所(者級別委号 国際海事機関公社選(香号 船舶の再資源化解が 設の名称及び仕所 0舶の再資源化解が 2の議別番号 承認等を受けよう。 ら時期 用紙の大きさは、日本工業機権入列4限とすること。
 不要なな字は、独体すること。
 不要なな字は、独体すること。
 総トン歌の解には、後期を最多項の規定にこる総トン教を記載すること。
 氏名を記載し、発行することに代えて、署名することができる。

|第十二号様式(第二十三条関係)

AND A STATE OF THE PARTY.					
第十四号報次 (第三十条関係)					
			Co	SU R	

			CATE		
の第章:この記者は、智書特質一覧を見り Plote: This cartificate shall be supplements	d by the favoratory o ocycling Plant	Clicus	on Materia	ds and the	
	ocycling Plato				0.600
(0.00)					II BEBI JAPAN
2009年の新樹の完全と一環境上選ぶな客質新化のための書き	ORDINAL TO	Her to	10. WEB	MA. E	ANGROMENT
C. CARLLINGS OF CHIEF AND STREET	(1930)	+8.			
Inseed maker the provisions of the Hong Kong International Converting and a substitute of the Association of	ottor for the Salir o	ed Decis	remerially	Noved Ed	souling of Ships, 2009
(v) [Fell designation of the person or organization authorized and \$1.00 \tau \text{II}].	ra the provisions of	the Corn	milent		
Particulary of the objection					
Name of this					
Galactic materials					
KARIN Post of Rosines					
# 1 > N					
Each is 6-16/19/24/35/15/17	1				
BAD minky BANKE BOGGS 2015 RATION III	1	_		_	
Same and address of observance SIGS of RECOGNISM OF SIGS OF O	1				
300 is \$1000000 in Elikhi ai 0 DAD repherol ceren simillusion menher 20010 \$10000 110005 0					
DAY company identification number	1				
REAL OF COMMUNICATION					
EAST-WEST ENGINEERS TO BE I					
報告の英葉部の報告を行う方を	Т				
Name of Ship Recording Facility ROBER WIRESESSAN REST - (ROBER I)	1				
Distinctive Recycling Company identity number	-				
full address DASAZ F (C) B BBB					
DAMES OF THE STREET, S					
becoming of Hazadov Marvish should be coupled on the Organization.					
総関の不同的に利用されるで同日 Packadate of the Stop Rocksfag Past State / 可能が正可能では、「他のは State / 可能が正可能では、「他のは State / 可能が出版を認用されることがある。」					
CHEEL CHEELE CO.) Note: The Skip Recycling Flax, so required by Ready for Recycling Confidence and more always to BERTAL 2000 CASENING CO. THE RESPONSITION.					
1 COMMON BOSTAR STREET AND CASE that the ship has been someoid in accordance 2 COMMON BRANCH STREET COMMON CASE 2 COMMON BRANCH STREET COMMON CASE 2 COMMON BRANCH STREET COMMON CASE 3	with regulation 19 80 or C E Ship A William	of the Ar	医全膜上1	3.821	
that the ship has a natid broadery of Hassell 3 免疫を利用性を利用に定める必要が必要が 根皮膚がに定めたしていることを対した人 でいること。 that the Ship Recoving Plan, as repaired by	regulation 5, proper	terace	de inter	HOES	C. AND EVERYORS CONTROLS.
blacked as required by regulation 5.4 and Safe-few-unity and Safe-few hor work condition a — manufact WERNIC 5.0.0 teacher WERNIC that the Safe Recording Facility/size where the	nc and CANAGERS, dis	1629011	1002	120 t B	ATMESS.
COMMITTED AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE PA	CHARRIO.				
(ii-it) This certificate is valid until (Date)					
Olaci	210.0788	11.0			
(京都中央政内領省)					
hosed at(Place of	Final of symform				
(後級20年代)					
(BBOORT)					
(CAR OF ROA)	(Negna	tury of du	ly authoric	nd official	issing the confidence

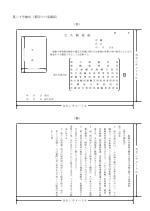
| Separat Chap Internal Chap | Separat Chap | Separ

	(第三十· 10	W 10. (- 42 /4	10. 40	EC 4			ili en		
		M 10. 1	U 11 11	41 30			. 19	-T- 10	tr.	н
		,	0							
				氏名又(並びに) その代:	た人に	to-	o Tit			
	5間保船舶の うとおり申請1		解体の音	正な実	M(1:1	27	る法付	体施行	M(II) W(3)	1条第1
62	8.				62	AG .	8	9		
船舶所有者 名称及び住 人にあって 者の氏名	帯線がたこは									
船指南又	は空停滞				100 HE 19	\$福	THE S	HERRICO I		
48 F	> 81:				間海 識別		Black	18-99-BI		
18 3	t n				101 ja 15	中接	開会社	1988		
船舶の再資 設の名称及										
船舶の再資 設の議別者	而化解体施 号			23				個体施 の有効		

|第十五号様式(第三十一条関係)

	第
第十六号條式 (第三十三条開係) 再 爰 報 化 解 体 準 偏 証 書 有 効 辨 罰 延 長 申 請 書	+
作 月 日 段	第十六号様式
展名文は象殊及び世界 遊びに使えたあっては その代表者の氏名	様
国土交通省開保船舶の再貨業化解体の適正位実施に関する法律地行規則第33条第3項の規定 により、次のとおり申請します。	式
60 8 M 8 9	(笋
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに出 人にあってはその代謝 者の氏名	至
証書の書号	<u>+</u>
証書の有効期間	二冬
選 枚 丁 左 領 考	(第三十三条関係
(注) 1 用紙の大きさは、日本工業関格A列4版とすること。2 氏名を記載し、押引することに代えて、署名することができる。	係
	一
第十七号様式(第三十四条関係)	第十七号様式(第三十四条関係
阿崔测化解体準備証書再交付申請書 年 月 日	占
験 氏名又は名称及び住所 並びに強人にあっては その代本者の社名	写 様
その代表者の氏名 国土交通省関係総舶の利電源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第14条第1項の規定 により、次のとおり申請します。	式
松 名 松 柏 安 号	~
総融所をありた名文は 名称及び保険をびた法 人にあってはその代表 おの代名	第
数の氏名 証 裏 の 番 分	+
証書の有効期間	四
延婁の交付年月日	余朗
新 書 の 交 付 者	係
解交付を受けようとす 6項由 衛 考	
7 7 (日) 1 用紙の大きさは、日本工業規格人列4家とすること。 2 民名を記載し、押引することに代えて、署名することができる。	
	 第
第十八号衛式 (第三十五起原因) 第一八号衛式 (第三十五起原因)	第 十
再資訊化解体準備証書書稿申請書 年 月 日	第十八号
所資源 化解体 电磁压 自身 独中语 净	第十八号様
再資原化解体準備紅書書換申清達 年 月 日 股 (年名2寸4度第4位新	第十八号様式
序変数と報告を機能を開発します。 日 日 展	_
再発展を報告を報告を表示を認める。 現 をおされるを表示という。 がなかられるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからは、 からなれるからない。 からなれるからは、 からなれるからない。 からなれるからない。 からなれるからは、 からなれるからない。 からなれるからない。 からなれるからない。 からなれるからない。 からなれるからは、 からなれるからない。 からなれるからない。 からなれるからない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	第十八号様式(第三
序変数と報告を報酬を譲渡る事務を譲渡る 年 月 日 展 展表では高度が指摘していまった。 日本会社開発を経済である。 日本会社開発を経済である。 日本会社開発を経済である。 日本会社開発を経済である。 日本会社開発のは、日本会社開発のは、日本会社の研究といまった。 日本会社の研究といまった。 日本会社の研究という。	(第 三
	(第 三
所を放送を報告を報送を表示を認めてはまっています。 「おきではを取るができます。 「おきではを取るができます。 「おきではを取るができます。 「おきではを取るができます。」 「おきではを取るができません。」 「おきではを取るができません。」 「おきでは、またいます。」 「またいます。」 「またいまたいます。」 「またいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいま	(第 三
月 製	_
再発展を報告を報告を表示を認めてはまって、日本の日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	(第 三
月 製	(第三十五条関係)
	(第三十五条関係)
月 製	(第三十五条関係)
	(第三十五条関係)
	(第三十五条関係)
	(第三十五条関係)
所を終しれる事業は参加を明確 第一日 日 日 所名では18年度17日末 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(第三十五条関係)
展	(第三十五条関係)
所登録と報告を報酬を提出書籍を申請書 年 月 日 日	(第三十五条関係)
所変数を解析事業は書書書きます。	(第三十五条関係)
所変数を解析事業は書書書きます。	(第三十五条関係)
所変数を解析事業は書書書きます。	(第 三
所変数を解析事業は書書書きます。	(第三十五条関係)
展 日本では 1 日本 日本 日 日 日 日 日本 日 日 日 日本 日本	(第三十五条関係)





第二十号様式(第四十六条関係)